



少年法「改正」を考える連続学習会「子どもとどうかかわるか？」

Part 1 「被害と加害に向き合いながら」

今、子どもたちの間での「いじめ」が大きな「社会問題」となっていますが、子どもを更に追いつめる方向の対応策が出されようとしています。貧困や虐待の問題も深刻化していくばかり、震災後の問題も山積みで、おとなたちは途方に暮れ、不安の渦中にいるのではないのでしょうか。

そのような中、過ちを犯した子どもに向けられる社会の目はますます厳しくなっています。そして今、少年法の新たな「改正」が持ちあがっています。

わたしたちは「非行少年」の付添人活動などをとおして、子どもたちが発するさまざまな叫び声に出会ってきました。その声にじっと耳を澄ますと、子どもたちがそれまでにたくさんの被害を受け、苦しみを抱えてきたことが分かります。同時に、健気に生き抜いてきた、いのちの輝きにも出会ってきました。

「どうすれば、子どもたちが追い詰められずに、自分らしく生きられるのだろう」「子どもって、どういう存在？」「おとなはどうかかわっていったらいいのか」と問い続ける日々です。それらのことを多くの人と一緒に考えたいと、連続学習会を企画しました。

第1回目は、佐賀バスジャック事件で受けた自らの被害や加害少年、事件に向き合い続けている山口由美子さんのお話を伺います。

ぜひご参加ください。(参加費無料)

2013年2月23日(土)
18時30分～20時30分

文京シビックセンター
5階 会議室C

※東京メトロ後樂園駅より徒歩1分
※地図は裏面をご参照ください

お話し

山口由美子さん

(佐賀バスジャック事件被害者)

パネルディスカッション

山口由美子さん

佐々木光明さん(研究者)

坪井節子さん(弁護士)

佐賀バスジャック事件とは？

2000年5月、西日本鉄道の高速度バスを当時17歳の少年が乗っ取り、乗客2人が負傷、68歳女性が亡くなった事件です。

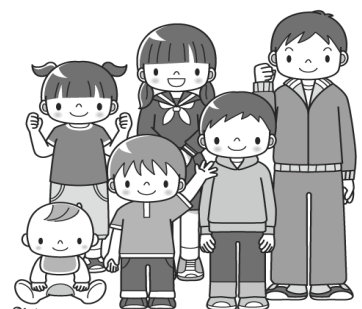
主催 少年法「改正」に反対する弁護士・研究者有志の会

共催 子どもと法・21

(学習会のお問い合わせ先)

平湯法律事務所 電話0422-26-8200

メールアドレス: shounenhouyuushinokai@gmail.com





ちょっと待って！少年法「改正」

今、問題になっている少年法「改正」案、どんな内容なの？

①国選付添人制度の拡大

これまでは、少年審判に、国費で弁護士付添人が選任される事件は、重大な犯罪に限られていました。それを、窃盗や傷害などの刑罰の上限が長期3年以上の懲役・禁固の罪まで拡大します。

②検察官関与制度の拡大

これまでも、重大な事件で、非行事実の認定に必要な場合には、少年審判に検察官の立ち合いを認める制度はありました。しかし、今回の改正では、検察官が関与できる事件の範囲も、①と同範囲まで拡大する、としています。

③有期刑の引き上げ

少年法は、子どもの犯した罪が刑事裁判で裁かれる場合でも、おとなよりも刑を減輕することを定めています。そして、おとなの場合、無期刑に相当する罪は15年、有期刑に相当する罪でも、最長10年の刑にするとしています。今回の「改正」案は、これをそれぞれ5年引き上げる、としています。

ぜひ、一緒に考えましょう

Q 検察官は、犯罪の訴追と処罰を使命とする存在で、本質的に少年法の理念と相反する役割を負っています。そのような検察官が関与できる事件が大幅に拡大すれば、少年法の理念を守ることができるでしょうか？

Q 少年審判では、おとなの刑事裁判と違って、捜査機関が裁判所に提出する証拠を、事前に付添人側がチェックすることができません。つまり、少年審判で、無実を訴えようとするときには、おとなよりも不利なルールで運用されているのです。このような少年審判に、さらに検察官が関与したら一体どうなるのでしょうか？

Q 刑の上限が20年ということになれば、子どもたちは自分たちが生きてきた時間よりも長い時間を、教育の保障も不十分な刑務所で過ごすこととなります。そのような子どもたちが、社会に出た後、やり直すことが可能でしょうか？

会場＝文京シビックセンター
(5階 会議室 C)

住所＝東京都文京区春日 1-16-21
電話＝03-3812-7111(文京区役所代表)

交通機関＝

- ◆東京メトロ「後楽園駅」徒歩 1 分
丸の内線(4a・5 番出口)・南北線(5 番出口)
- ◆都営地下鉄「春日駅」徒歩 1 分
三田線・大江戸線(文京シビックセンター連絡口)
- ◆JR 総武線「水道橋駅」(東口) 徒歩 9 分

